

公益財団法人大学基準協会

短期大学認証評価に関する規程

平18. 10. 18決定 令6. 5. 21改定
平22. 1. 28改定 令7. 3. 17改定
平22. 11. 19改定 令8. 1. 22改定
平23. 4. 22改定
平24. 3. 9改定
平27. 5. 19改定
平28. 1. 29改定
平30. 9. 7改定
令元. 9. 27改定
令6. 1. 31改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、短期大学に関する認証評価について定める。

(定義)

第2条 この規程において短期大学認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価をいい、本協会の短期大学認証評価を受けることを希望する短期大学を評価し、本協会の短期大学基準に適合していると認定するか否かについての判定を行う。

2 短期大学は、完成年度の翌々年度以降に、短期大学認証評価を受けることができる。

(短期大学認証評価の本旨)

第3条 短期大学認証評価にあたっては、短期大学のあらゆる側面を総合的に評価することを本旨とする。

(認定期間)

第4条 短期大学認証評価の結果、適合の判定となった短期大学の認定期間は、認証評価を行った翌年度の4月1日から7年後の3月31日までの7年間とする。

2 前項の定めにかかわらず、第7章に定める追評価の結果、適合の判定を受けた短期大学の認定期間は、追評価を行った翌年度の4月1日から、元となった認証評価を受けた年度の翌年度から7年後にあたる年度の3月31日までの期間とする。

(評価者研修)

第5条 第2章に定める短期大学評価委員会の委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会及び部会の委員に対しては、あらかじめ適切な方法で評価の実務に関

わる研修を行う。

(利害関係者の排除)

第6条 短期大学認証評価を申請した短期大学の関係者その他の利害関係者は、当該短期大学の評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることができない。

第2章 短期大学評価委員会

(設置)

第7条 短期大学認証評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、短期大学評価委員会を設ける。

(任務)

第8条 短期大学評価委員会は次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 評価方針の決定
- 二 短期大学認証評価結果(案)の作成
- 三 その他短期大学認証評価結果に関する事項の審議等

(構成及び任期)

第9条 短期大学評価委員会は、10名の委員を以て構成する。

- 2 前項の委員のうち5名については、短期大学が推薦する者の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 3 前項に定める以外の3名については、外部の有識者から理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 第1項の委員のうち、第2項及び第3項の規定に基づく以外の2名については、理事会が指名し、会長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合は、その選出の区分に応じて常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。
- 7 前項の定めにより補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 短期大学評価委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、短期大学評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事)

第11条 短期大学評価委員会には必要に応じて幹事を置くことができる。

- 2 幹事は短期大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

3 幹事は、委員長の指示のもとに、短期大学評価委員会の職務に従事する。

(運営)

第12条 短期大学評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるとき、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 短期大学評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 短期大学評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以てこれを行い、可否同数のときは委員長が決定する。

(代理人の禁止)

第13条 短期大学評価委員会の委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 分科会

(設置)

第14条 短期大学評価委員会は、短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会を設置する。

2 短期大学評価分科会は、本協会が定めた短期大学基準に基づき、財務に関するもの以外の基準の評価を行う。

3 短期大学財務評価分科会は、財務に関する基準についての評価を行う。

(短期大学評価分科会の構成、運営及び任期)

第15条 短期大学評価分科会は、原則として5名の委員（主査を含む。）を以て構成する。

2 第1項に定める委員（主査を含む。）は、短期大学評価委員会の委員、短期大学から分科会委員の候補者として推薦された者又はその他の有識者とする。

3 短期大学評価分科会には、各1名の主査を置く。

4 短期大学評価分科会の主査・委員は、短期大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

5 短期大学評価分科会は、短期大学評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。

6 短期大学評価分科会の主査・委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(短期大学財務評価分科会の構成、運営及び任期)

第16条 短期大学財務評価分科会は、評価する短期大学の数、設置形態、設置する学科等の系統等に応じた数の委員（主査を含む。）を以て構成する。

2 第1項に定める委員（主査を含む。）は、短期大学評価委員会の委員又はその他有識者によって構成するものとする。

3 短期大学財務評価分科会には、主査1名を置く。

4 短期大学財務評価分科会の主査・委員は、短期大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

- 5 短期大学財務評価分科会は、短期大学評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。
- 6 短期大学評価委員会は、必要に応じて短期大学財務評価分科会に部会を設置することができる。この場合、当該部会に主査を置き、部会の構成、部会主査・委員の選任手続等は、第2項から第4項までの規定に準じて行う。
- 7 短期大学財務評価分科会及び各部会の主査・委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(代理人の禁止)

第17条 短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会（部会等を含む。）の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることができない。

第4章 短期大学認証評価手続

(評価の方法)

第18条 短期大学認証評価は、別に定める短期大学基準及び評価項目に基づいて短期大学が作成する点検・評価報告書その他の資料の評価及び実地調査を通じて行う。

(短期大学認証評価申請書等の提出)

第19条 認証評価を受けようとする短期大学は、指定の期日までに、短期大学認証評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項に定める資料のほか、短期大学評価委員会、短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会は、認証評価に必要な資料の追加提出を短期大学に求めることができる。

(申請の取下げ)

第20条 短期大学は、指定した期日以降は、申請の取下げを行うことができない。ただし、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める申請の取下げについては、短期大学からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(短期大学認証評価の中止及び停止)

第21条 理事会は、災害の発生等短期大学認証評価を継続することが困難と判断するに足る相当の事由が認められる場合には、短期大学認証評価を中止又は停止することができる。

- 2 前項において「中止」とは、当該決定後、短期大学認証評価をそれ以降行わないことを指し、「停止」とは、当該決定後、短期大学認証評価の実施が可能と判断されるまでの間、評価を一時的に取りやめることを指す。

(短期大学認証評価結果案の作成)

第22条 短期大学評価分科会は書面評価及び実地調査、短期大学財務評価分科会は書面評価及び必要に応じて実地調査を行い、両分科会のもとでその結果を短期大学認証評価結果（分科会最終案）として作成し、指定の期日までに大学評価委員会に提出しなければならない。

- 2 短期大学認証評価結果（分科会最終案）に、提言（「是正勧告」、「改善課題」、「長所」及び「特に優れた取り組み」）を付すことができる。
- 3 短期大学認証評価結果（分科会最終案）には、「評定」を記載するほか、短期大学基準に適合又は不適合の判定を記載しなければならない。
- 4 前項の判定は、「是正勧告」の状況を踏まえ、総合的に行うものとする。
- 5 短期大学認証評価結果（分科会最終案）を受領した後、短期大学評価委員会は、その内容を審議し、短期大学認証評価結果（案）を作成する。
- 6 短期大学評価委員会委員長は、前項に定める短期大学認証評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、短期大学から意見を聴取する。
- 7 短期大学評価委員会委員長は、指定の期日までに短期大学認証評価結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

（短期大学認証評価結果の決定）

第23条 理事会は、短期大学認証評価結果（案）を尊重しつつ審議し、短期大学認証評価結果を決定する。

（認定の取消）

第24条 前条に定める決定の後、点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった等、短期大学基準に適合しているとする判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は、短期大学評価委員会の意見を徴した上で、適合の判定を取消することができる。

（短期大学認証評価結果の通知、報告及び公表）

第25条 会長は理事会決定の後、短期大学認証評価結果を文書により速やかに申請短期大学に通知する。

- 2 会長は、短期大学認証評価結果を短期大学認証評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。
- 3 会長は、前項の短期大学認証評価結果をインターネット等の適切な方法で公表する。

第5章 異議申立手続

（異議申立審査手続）

第26条 異議申立審査手続については、別に定める。

第6章 改善報告書検討手続

(改善報告)

第27条 短期大学基準に適合していると認定された短期大学で、「是正勧告」若しくは「改善課題」又はその双方が付された短期大学は、指定された期日までに当該事項についての改善報告書を提出しなければならない。

2 短期大学基準に適合していないと判定された短期大学は、短期大学認証評価結果に付された「是正勧告」及び「改善課題」に係る事項について、改善報告書を提出しその検討を求めることができる（ただし、追評価を申請する場合を除く）。

(短期大学改善報告書検討分科会)

第28条 改善報告書の検討を行うために、短期大学評価委員会は、短期大学改善報告書検討分科会（以下、「改善報告書検討分科会」という。）を設置する。

2 改善報告書検討分科会には、主査1名を置く。

3 改善報告書検討分科会の主査・委員は、短期大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 改善報告書検討分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

5 改善報告書検討分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(改善報告書に対する検討結果案の作成)

第29条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書に対する検討結果（分科会案）を作成する。

2 改善の成果が認められない等のとき、改善報告書検討分科会は、前項に定める検討結果（分科会案）において短期大学に対してあらためて意見を付すことができる。

3 改善報告書検討分科会の主査は、指定の期日までに改善報告書に対する検討結果（分科会案）を短期大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。

4 前項の検討結果（分科会案）を受領した後、短期大学評価委員会は、その内容を審議し、改善報告書に対する検討結果（案）を作成する。

5 短期大学評価委員会の委員長は、前項に定める検討結果（案）の作成にあたり、その原案について、短期大学から意見を聴取する。

6 短期大学評価委員会の委員長は、指定の期日までに検討結果（案）を会長に提出しなければならない。

(検討結果の決定、通知及び公表)

第30条 理事会は、検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書に対する検討結果を決定する。

2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を短期大学に通知しなければならない。

3 第1項に定める結果について、会長は、インターネット等の適切な方法で公表する。

第7章 追評価手続

(追評価の申請)

第31条 短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合していないと判定された短期大学は、指定された期日までに、不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を受けることができる。

- 2 前項に定める追評価の申請は、短期大学認証評価を受けた翌年度以降、次の短期大学認証評価実施前年度までの何れかの年度に、1回に限り行うことができる。
- 3 追評価を申請する短期大学は、「是正勧告」及び「改善課題」に対する追評価報告書を提出しなければならない。

(短期大学追評価分科会)

第32条 追評価を行うため、短期大学評価委員会は、短期大学追評価分科会（以下「追評価分科会」という。）を設置する。ただし、不適合の判断に至った問題事項の内容に鑑み、同分科会を設置せずに追評価を行い得る場合は、この限りでない。

- 2 追評価分科会には、主査1名を置く。
- 3 追評価分科会の主査・委員は、短期大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 4 追評価分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 追評価分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(追評価の方法)

第33条 追評価は、書面評価及び実地調査により行う。ただし、書面評価を通じて改善が確認できる場合は、短期大学評価委員会の判断によって実地調査を省略することができる。

(追評価結果案の作成)

第34条 前条に定める評価の結果に基づき、追評価分科会は、追評価結果（分科会案）を作成する。

- 2 追評価結果（分科会案）に「是正勧告」又は「改善課題」を付すことができる。
- 3 追評価結果（分科会案）には、短期大学基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない。
- 4 前項に規定する判定は、追評価報告書において報告された事項のうち、不適合の判断に至った問題事項に関する改善状況をもとに行うものとする。
- 5 追評価分科会の主査は、指定の期日までに、追評価結果（分科会案）を短期大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。
- 6 前項の追評価結果（分科会案）を受領した後、短期大学評価委員会は、その内容を審議し、追評価結果（案）を作成する。
- 7 短期大学評価委員会委員長は、前項に定める追評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、短期大学から意見を聴取する。
- 8 追評価結果（案）について、短期大学評価委員会の委員長は、指定の期日までに会長に宛てて提出しなければならない。

(追評価結果の決定、通知及び公表)

第35条 理事会は、追評価結果(案)を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を大学に通知しなければならない。

3 第1項の結果について、会長は文部科学大臣に報告する。

4 第1項の結果について、会長はインターネット等の適切な方法で公表する。

(認定の取消)

第36条 第24条に定める認定の取消については、これを追評価結果に対しても適用する。

第8章 認定証

(認定証の交付)

第37条 本協会は、短期大学認証評価又は追評価の結果、短期大学基準に適合していると認定した短期大学に対して、認定証を交付する。

第9章 評価手数料

(評価手数料の納入)

第38条 短期大学は、短期大学認証評価又は追評価を受けるにあたり、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

第10章 雑 則

(規程の改廃)

第39条 この規程の改廃は、理事会が行う。

2 この規程の施行に必要な細則は、常務理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規定の施行を以て、「短期大学認証評価に関する規程細則」(平成18年10月18日)は、廃止する。

3 第6章に定める再評価手続については、平成22年度までの短期大学認証評価を受けた短期大学で、短期大学基準に適合又は不適合との判定を保留された短期大学に対する再評価にも適用する。この場合において、第44条第1項中「期限付適合」とあるのを「判定保留」と、同条第2項中「適合認定の期間を終了した時点」とあるのを「判定保留の期間を終了した時点」と、また、第49条中「第5条第2項に定める期間を含めて7年間とする」とあるのを、「再評価を行った翌年度の4月1日を始期とし、判定保留の始期となった年度から7年後の3月31日を終期とする」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年5月19日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年1月29日）

この規程は、平成28年3月1日より施行する。

附 則（平成30年9月7日）

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則（令和元年9月27日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第9条に定める評価委員会の構成については、本規程施行日以降に任期を開始するものから適用する。それ以前のものについては、旧前の定めによる。
- 3 第33条第3項に定める改善報告書に対する検討結果の公表については、この規程の施行日以降に短期大学認証評価を受けた短期大学に対するものから適用する。
- 4 第7章に定める再評価については、平成31年度までの短期大学認証評価の結果、期限付適合となった短期大学に対するものをすべて終えた時点で、その全文を削除する。また、第42条、第49条及び第50条のうち再評価について定めた部分も、同様に削除する。
- 5 第8章に定める追評価については、平成31年度までの短期大学認証評価を受けた短期大学で、短期大学基準に不適合と判定された短期大学に対する追評価にも適用する。この場合において、第42条第3項中「「是正勧告」及び「改善課題」」とあるものを「必ず実現すべき改善事項及び一層の改善が期待される事項」と読み替える。

附 則（令和6年1月31日）

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則（令和6年5月21日）

この規程は、令和6年5月21日から施行する。

附 則（令和7年3月17日）

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則（令和8年1月22日）

この規程は、令和8年1月22日から施行する。